

## 令和5年度第16回都市経営会議 令和5年(2023年)11月13日(月)開催

### 1 令和5年度補正予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認 ⇒ 11月16日付けで廃案(理由は以下のとおり)

【質疑等】 なし

#### (廃案理由)

本予算案は、国の施策として住民税非課税世帯等に7万円を給付するもので、対象者は今年度既に実施した3万円給付と同日の基準日として補正予算案を作成し、早期に議決いただいた上で、年内支給を目指すものであった。しかしながら、都市経営会議終了後に国から対象者の基準日について後日新たな基準を設定するとの通知がありこのことにより、システム改修が必要であること及び早期の議決を経ても年内支給が厳しいものとなった。従って、本補正予算案は廃案とし、再度積算した上で、今後予定している国の経済対策などとともに改めて補正予算案を作成し、12月議会での議決を目指すこととするものである。

### 2 宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 市民交流部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

### 3 宝塚市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 改正理由について、国や関係機関との連携を強めて情報を少しでも早く掴むこととあるが、もう少し理由を書き加えた方が良いのではないか。

⇒ 内容を見直す。

- ・ 改正案で副市長の定数を2人とするとあるが、2人に限定するのか。「2人以下」にしなくて良いか。何らかの理由で1名が欠けた際には条例を再び改正するのか。1人欠けたため、もう1人を早急に探さなければならない、その期間は良いと思うが、何らかの理由で副市長を再び1人にしようと考えたときに影響はないのか。

かつて2人を1人に変えたときの議会の議論を確認したが、実態に条例を合わせるべきではないかという意見が出ていた。2人と明確に定めた後、何らかの理由で1人にしようとした際に同じ議論が再燃するように思う。であれば、2人以下という表現にしておけば条例改正には至らないと思うがいかがか。

⇒ 他市の事例も参考にしつつ、本市では前回の議論を踏まえ、2人「以内」ないしは

「以下」にする方向で再度検討する。

#### 4 宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

#### 5 宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

・ 平成22年度に特別会計を設けた際には財産区ごとに会計を設けていたが、最初の段階でひとまとめにしなかった理由はあるのか。

⇒ 本提案について検討する過程で、9つそれぞれの財産区が上手く機能しており課題がない場合は1本の審議で通るが、1つの財産区に課題があり審議が止まってしまう場合を懸念した。しかしながら、そうした可能性も事実としてあるものの、財産区の管理をされている皆さんにお諮りをした上で、最終ひとまとめにする提案を行うに至った。

#### 6 宝塚市都市公園条例の一部を改正する等の条例の制定について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】

・ 駐車場が社会教育課の所管から変わるにより、中央公民館の駐車場利用者の減免手続きに変更はあるのか。

⇒ 変更はない。中央公民館利用者の方は中央公民館が減免処理を行うことで社会教育課と調整済みである。

・ 改正理由に植栽の一体管理によるコスト削減という話が挙げられているが、民間活力の導入も含めた管理を視野に入れることはできないか。

⇒ シルバー人材センターが末広中央公園の維持管理を担っており、同センターに末広駐車場の管理も含めてお願いできないかと打診はしたものの、ノウハウがないという理由でお断りされた経緯も踏まえ、植栽管理のみの視点になっている。

末広中央公園単体になるのか市役所周辺の広場や河川敷も含めてになるのかは、パークマネジメント計画の中で検討することとしているため、今回の件についてはこれまでの利用実態に合わせた改正というところで切り分けたいと考えている。

#### 7 宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

・ 公的サービスを受けることができるという点について、市で裁量を持って実施しているサービスについてはどのような考えを持って取り組んでいけば良いか。

⇒ 考え方としては、適応できるものは幅広く適応する考え。一方で、運用上どのように解釈すべきかは各所掌の考え方も一定必要であると考え。改正にあたり、庁内照会をかけたうえで現行の形となっているが、例えば個人情報の保護はあくまでも法に基づいて成されるというところで限界も確かにある。ただ、他市の動向も踏まえながら、できることには取り組んでいきたい。

・ 性的マイノリティではなくいわゆる事実婚の方々を含めた制度を作っている団体もあるが、今回の制度設計との違いを教えてください。

⇒ 本制度は性的マイノリティの方々が生ずる上での社会的障壁や課題・問題を解決する一助になればという思いで、賛同する市町村が独自に制定を進めているものである。事実婚の場合も社会的障壁はあると思うが、性的マイノリティにおける関係性は広く浸透しているものではないため、性的マイノリティの方々の説明しやすいようにあるいは周囲の理解を得やすいようにこの制度を運用しているところである。事実婚をどうするかという点は人権審議会からも一部意見を頂戴したところであるが、まずは性的マイノリティの方々の社会的障壁を軽減するための制度として明確に打ち出した上で、しっかり取り組んでいこうというところである。

・ 本制度を持たない自治体へ転出した場合にならぬのか教えてください。

⇒ お二人とも市外に転出する場合は、受領証と受領証カードを返還いただくことになる。その際には、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証と返還届に必要な事項を記入いただき、ご提出いただくことになっている。転入先に制度がなければ残念ながらこの制度に該当することはない。

・ 本市では、ファミリーシップの対象者をパートナーシップ宣誓をした人の「子と親」にすることとし、近親者には拡大しないこととしているが、きょうだい対象外になるのか。近親者まで広げている自治体もあるため、考え方を整理しておく必要がある。

⇒ いただいた意見も踏まえながら、近隣市や都道府県の動きも注視し、考え方を更新していきたい。

8 宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）（案）に係るパブリック・コメントの実施について

【提 案】 健康福祉部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 本市では法律に定めのあるものを除き、障がいの「がい」の字は石編の「碍」を使用しているが、その考え方がもう少し浸透するよう、注意書きでも良いので触れた方が良いのではないか。
- ⇒ 現状、本編にしか説明を入れていなかったため、概要版にも同じく説明を入れる。
- ・ 概要版の文字が詰まってお見づらい。行間をあける、ユニバーサルフォント（UDフォント）を使用するなど工夫はできないか。
- ⇒ 調整はしてもらったが、図表がずれるなどの理由で現状の形になっている。苦肉の策ではあるが、概要版ではUDフォントの明朝体を採用している。
- ・ 成果目標や見込量のところで気になる部分があるので指摘する。令和8年度の成果目標の「施設から地域移行した者の数」の項目において、基準年となる令和4年度の数値が「－」となっている。その理由を説明してほしい。
- ⇒ 基準とするのが施設入所者数の164人であるため「－」表記とすることとした。
- ・ 「重度障害者等包括支援」のところが現状も「0」であるので将来的な数値も「0」となっているが、このような表現しかできないのか。
- ⇒ 本サービスは国の障害者総合支援法で規定されているサービスではあるが、全国的にもかなり実施が少なく、本市でも国で制度設計されてから1人も利用者がいない状況である。国が作ったものの、実態としては全国的にも利用に結びついていない。利用実態が見込まれるサービスとは言えないところがあり、「0」という表記の仕方になっている。
- ・ 「計画相談支援」のところで令和6年度以降のところが黒塗りにしてあり、「－」にしたり、黒塗りにしたりと表記の仕方が異なっているが、使い分けについて説明できるのか。
- ⇒ 障がい福祉サービスの利用者数などは国の基本指針を基に目標値を算出している。計画相談支援のサービスについても、国の指針において、実人数に基づき目標値を立てるように記載があり、市独自に計画相談支援を決定した人数を載せることが分かりやすいであろうという判断のもと掲載しているため、見込みが立てづらく、見込量は黒塗りにになっている。いずれにせよ、誤解を招かない表現に努める。